

平成30年第4回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

平成30年4月12日（木）午後3時
我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出席委員

1番 嶺 岸 勝 志	2番 成 島 誠
3番 大 炊 三 枝 子	4番 中 野 栄
5番 大 井 栄 一	6番 根 本 博
7番 田 村 星 寿	8番 宮 久 保 勝
9番 三 須 清 一	10番 須 藤 喜 一 郎

4. 出席事務局職員

局 長	増 田 浩 四 郎
次 長	丸 山 正 晃
庶務係長	富 塚 隆 則
農地係長	鈴 木 光 一

5. 会議に付した議案等

審議事項

- 議案第1号 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 議案第2号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について
- 議案第3号 我孫子市農業委員会事務局処務規程の一部改正について

報告事項

- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について

三須清一会長 ただ今から平成 30 年第 4 回我孫子農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員 10 名の出席をいただいておりますので、会議規則第 8 条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

5 番 大井栄一委員

6 番 根本博委員

よろしく願いいたします。

次に、本日の書記には事務局職員の鈴木係長を指名します。

本日の議案について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の目次をお開きください。本日ご審議いただく案件は議案第 1 号から第 3 号まで、合計 3 議案についてです。

議案第 1 号は「農用地利用集積計画（案）の決定について」です。申請件数は利用権の新規設定が 4 件、再設定が 4 件です。

議案第 2 号は「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」の 1 件です。

議案第 3 号は「我孫子市農業委員会事務局処務規程の一部改正について」の 1 件です。

以上で議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

三須清一会長 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。議案第 1 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を審議します。

なお、整理番号 7 は〇〇〇〇委員が利用権設定者となっております。〇〇〇〇委員には農業委員会会議規則第 14 条の規定に基づき、議事参与の制限があります。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 1 ページをお開きください。

議案第 1 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条の第 1 項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているのでこの会の意見を求めます。平成 30 年 4 月 12 日提出、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

整理番号 1、2 及び 4 は新規の賃借権設定、3 番が新規の使用貸借権設定、5 から 8 までは賃借権の再設定です。議案資料は 1 ページからとなります。

整理番号1の設定農地は〇〇〇地先の田二筆、合計面積は 5,793m²です。借受者は〇〇の農業者で、貸付者も〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kg で、期間は6年間です。

整理番号2の設定農地は〇〇字〇〇〇地先の畑一筆、面積は 240m²です。借受者は〇〇〇〇在住の平成 27 年2月からの新規就農者で、貸付者は〇〇の方です。賃借料は全面積に対して〇, 〇〇〇円で、期間は3年間です。

整理番号3の設定農地は〇〇〇地先の登記地目・畑、現況地目・雑種地の二筆、合計面積は 4,558m²です。借受者は〇〇〇〇在住の平成 23 年3月からの新規就農者で、貸付者は〇〇の方です。借賃は無償で、期間は10年間です。

整理番号4の設定農地は〇〇〇地先の田二筆、合計面積は 4,956m²です。借受者は〇〇の農業者で、貸付者も〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kg で、期間は10年間です。

整理番号5の再設定農地は〇〇字〇〇〇地先の登記地目・田、現況地目・畑の一筆、面積は 2,515m²です。借受者は〇〇〇〇在住の平成 27 年5月からの新規就農者で、貸付者は〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たり〇万円、期間は6年間です。

整理番号6の再設定農地は〇〇〇字〇〇〇地先の田二筆、合計面積は 1,372m²です。借受者は〇〇〇〇の農業者で、貸付者も〇〇〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kg で、期間は10年間です。

整理番号7の再設定農地は〇〇〇〇地先の田一筆、面積は 1,927m²です。借受者は〇〇〇〇の農業者で、貸付者は〇〇〇〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kg で、期間は10年間です。

整理番号8の再設定農地は〇〇〇〇地先の田一筆及び〇〇〇字〇〇〇〇地先の田二筆、合計面積は 8,468m²です。借受者は今井興業ライスセンターで、貸付者は〇〇〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kg で、期間は10年間です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、根本調査会長から調査結果の報告をお願いします。

根本博調査会長 整理番号1の借受者の経営面積は借受地を含め、約 6.66 ヘクタールです。農業従事日数は本人が年間 250 日、妻が 200 日、父と子がそれぞれ 50 日です。トラクター2台を初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号2の借受者の経営面積は借受地のみで、約 9.8 アールです。農業従事日数は本人が年間 298 日です。トラクター1台を初め、農業機械を保有しています。

整理番号3の借受者の経営面積は借受地のみで、約 52 アールです。農業従事日数は本

人が年間 280 日、妻が 50 日です。トラクター 1 台を初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号 4 の借受者の経営面積は借受地を含め、約 8.85 ヘクタールです。農業従事日数は本人が年間 300 日、妻が 100 日、母が 70 日です。トラクター 3 台を初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号 5 の借受者の経営面積は借受地を含め、約 40.75 アールです。農業従事日数は本人が年間 300 日です。耕運機 1 台を初め、農用自動車及び農業施設を保有しています。

整理番号 6 の借受者の経営面積は借受地を含め、約 2.27 ヘクタールです。農業従事日数は本人が年間 160 日、妻が 40 日です。トラクター 1 台を初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号 7 の借受者の経営面積は借受地を含め、約 5.69 ヘクタールです。農業従事日数は本人が年間 250 日です。トラクター 2 台を初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号 8 の借受者の経営面積は借受地を含め、約 33.97 ヘクタールです。農業従事日数は代表者及び社員二人がそれぞれ年間 270 日です。トラクター 3 台を初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

以上の内容を基に審査しましたところ、第 1 調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることから整理番号 1 から 8 までの計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第 1 号の整理番号 1 から 6 及び 8 に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第 1 号の整理番号 1 から 6 並びに 8 を採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 1 号整理番号 1 から 6 並びに 8 は原案どおり決定することとしました。

続いて、議案第 1 号の整理番号 7 に対する質疑に入ります。

〇〇〇〇委員には先ほど申しましたとおり議事参与の制限がありますので退出していただきます。これにご異議ございませんか。

(なし)

異議なしと認めます。

(〇〇〇〇委員、退室)

議案第1号の整理番号7に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

議案第1号整理番号7を採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号7は原案どおり決定することとしました。

〇〇〇〇委員には自席に戻っていただきます。

(〇〇〇〇委員が席に戻ったことを確認)

続いて、議案第2号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書5ページをお開きください。

議案第2号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」。下記のとおり農地法の許可を要しない土地の証明願の申請があったのでこの会の意見を求めます。

提出日平成30年4月12日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

所在地は〇〇字〇〇地先、登記地目・畑、現況地目・宅地の一筆、面積は211m²です。〇〇〇〇病院の隣接地です。申請者は〇〇在住です。

資料9ページをお開きください。

申請地の居宅は申請者の夫が昭和39年に分家として建築したもので、その後昭和47年と57年に増改築をし、現在のようになっているとのことです。なお、平成6年11月4日付けの国土地理院が撮影の空中写真で宅地と倉庫が設置されている旨、確認ができません。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、根本調査会長から調査結果の報告をお願いします。

根本博調査会長 議案第2号について調査結果を報告します。

対象地は農業公共投資の対象となっていない農地であることから第2種農地と判断しました。申請者立会いの下、現地調査を行い、審議しました。資料の写真でも分かるように

対象地は宅地化しており、適正に農地として利用することは困難な状況であることから、第1調査会では全員一致をもって農地法の規定に基づく許可を要しない土地と判断しました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第2号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、議案第2号に対する質疑を打ち切ります。

これより議案第2号を採決します。農地法の規定に基づく許可を要しない土地と判断することについて賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号は原案どおり証明すべきものと決定しました。

根本委員には自席に戻っていただきます。

続いて、議案第3号は「我孫子市農業委員会事務局処務規程の一部改正について」です。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の6ページをお開きください。

議案第3号「我孫子市農業委員会事務局処務規程の一部改正について」。我孫子市農業委員会事務局処務規程の一部改正についてこの会の意見を求めます。提出日平成30年4月12日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

件名「我孫子市農業委員会事務局処務規程の一部改正について」

我孫子市農業委員会事務局処務規程の一部改正については、平成30年3月総会で農地銀行に関する規程を廃止したことに伴い、本規程の「農地銀行に関すること」を削除するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 これより議案第3号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第3号を採決します。改正することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号は改正することとしました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告をいたします。報告は第1号から第2号までの2件です。

報告第1号は「農地法第4条の規定による転用届出に対する専決処分について」で、合計2件受理しました。転用目的・事由は、整理番号1が公衆用道路、整理番号2が共同住宅です。

続いて、報告第2号は「農地法第5条の規定による転用届出に対する専決処分について」で、合計6件受理しました。転用目的・事由は6件とも住宅です。

以上、市街化区域内における農地転用の届出で、農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理書を交付したものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 報告第1号から2号までについて何かご意見がありましたら挙手をお願いします。ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして、我孫子市農業委員会平成30年第4回総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

議 長

署名人

署名人